審査事項 香川県漁業士の認定について

1 香川県漁業士認定の趣旨

優れた漁業青年の養成、中核的漁業者の選出を行い適格者として認められる者に対し、 香川県青年漁業士、香川県指導漁業士(以下、指導漁業士、青年漁業士)として認定し、 地域漁村のリーダーとしての役割を助長し、活力ある漁村社会の形成を推進させるもの (香川県漁業士認定要綱(以下、認定要綱)第1)。

令和4年3月に新たに3名が指導漁業士に認定され、本日現在、青年漁業士は14名、 指導漁業士は94名(うち女性12名)となっている。

2 認定候補の選考審査

令和2年11月26日に、県内の漁業協同組合及び関係市町へ候補者の選出を依頼した ところ、指導漁業士3名の候補者について、認定要綱第5に基づく認定証交付申請書、 身上調書及び推薦書の提出があった。

この3名の候補者の選考審査について、認定要綱第6に基づき、令和3年1月27日 に香川県水産審議会に対し、知事から諮問があった。

審議会において承認が得られれば、県は指導漁業士を認定し認定証を交付する。